

仕 様 書

1. 件名

妊産婦の健康行動調査

2. 作業の目的

国立研究開発法人産業技術総合研究所人間情報インタラクション研究部門（以下、「産総研」という）では、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第3期「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」における研究開発において、健康寿命の延伸に貢献するヘルスケアサービスの提供技術の開発とその社会実装に向けた研究を推進している。本作業は、妊産婦を対象に運動行動を中心とした自律性を評価するためのアンケートを作成し、オンライン上で被調査者からの回答を集める調査を実施する。

3. 作業の概要

本作業は、妊産婦（妊娠中又は出産後一年以内の女性）を被調査者として運動行動を中心とした自律性を評価するためのアンケート調査を実施する。請負者は、アンケートをオンライン上に表示できるよう調査画面を作成した上で、8,000名以上の被調査者からアンケートに対する回答を回収し、得点の集計と回答データの集計、提出を行う。

4. 作業項目

- (1) オンライン調査のための画面作成作業
- (2) オンライン調査の実施作業
- (3) 回答データの集計、提出作業

5. 作業項目別仕様

(1) オンライン調査のための画面作成作業

- ① リッカート尺度での選択および自由記述上による回答を記録するためのオンライン調査画面を作成すること。
- ② 調査アンケートは産総研が貸与する375項目の設問（別紙調査表）とすること。
- ③ 調査画面は、調査実施前に産総研担当者へデモ画面を送信し、修正の必要な箇所がある場合には速やかに修正に対応すること。

(2) オンライン調査の実施作業

- ① 調査では 8,000 名以上の妊産婦から有効回答を回収すること。
- ② 女性 20-49 歳を対象に
 - <条件 A>妊娠中であること
 - <条件 B>0-1 歳未満の乳児と同居していることについてそれぞれ【5 歳刻み（20-24 歳、25-29 歳、30-34 歳、35-39 歳、40-44 歳、45-49 歳）】の計 12 通りでサンプリングを行うこと。
なお、<条件 A>を満たすサンプル数は 2,000 サンプル以上、<条件 B>を満たすサンプル数は 5,000 サンプル以上の回収を目標とするこ
と。ただし、条件 × 年齢の各区分において最低でも以下のサンプル数
を確保すること。
<条件 A>20-24 歳：50 名、25-29 歳：300 名、30-34 歳：300 名、35-
39 歳：300 名、40-44 歳：20 名、45-49 歳：5 名
<条件 B>20-24 歳：100 名、25-29 歳：500 名、30-34 歳：1000 名、
35-39 歳：500 名、40-44 歳：20 名、45-49 歳：5 名
- ③ 調査画面は、調査実施前に産総研担当者へデモ画面を送信し、修正の
必要な箇所がある場合には速やかに修正に対応すること。
- ④ **調査対象者を請負者の有するモニターから無作為抽出で選定できること。**

(3) 回答データの集計、提出作業

- ① 回答ローデータに対して、回答時間、回答の矛盾などに問題がないか
を確認後、回答ローデータを CSV 形式でまとめる。
- ② 回答ローデータと単純集計表を産総研担当者に電子ファイルで提出
する。

6. 貸与品

(1) 調査アンケート 一式

7. 特記事項

- (1) 請負者は、個人情報の取り扱いについて、別紙 1 の「保有個人情報の取扱
いに関する仕様書の付帯事項」に従うこと。
- (2) 請負者の要件として、プライバシーマーク（P マーク）の認証を取得して
いること。

8. 納入物品

- (1) アンケートの回答ローデータ及び集計表（CSV 形式等） 一式
(2) 調査画面（HTML 形式等） 一式

※電子媒体の場合、原則として USB メモリ等の外部電磁的記録媒体は用いないこと。

9. 納入の完了

作業完了後、「8. 納入物品」に記載された納入物品が仕様書を満たしていることを確認し、納入の完了とする。

10. 納入期限及び納入場所

納入期限：2025年3月24日

納入場所：茨城県つくば市東1-1-1

国立研究開発法人産業技術総合研究所

人間情報インタラクション研究部門

つくばセンター中央事業所6群 6-11棟 624室

11. 付帯事項

- (1) 本仕様書の技術的内容及び知り得た情報については、守秘義務を負うものとする。
- (2) 本仕様書の技術的内容に関する質問等については、調達請求者と協議すること。また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、調達担当者と協議のうえ決定する。
- (3) 請負者の責において及ぼした損害は、請負者が賠償すること。
- (4) 産総研が、納入期限以降も本作業を継続し、又は追加実施する場合、本年度の業務結果を用いて作業を行うことが必要となるため、本業務の契約相手先に継続して業務を委託（以下「新委託」という。）する可能性がある。但し、新委託の発生には、産総研の定める方式により本契約とは別途新たな受発注契約の締結が必要であり、本項の定めにより、契約相手方に継続的な業務の発生を保証するものではない。
- (5) 調査で得られたデータは、上記納入期限にかかわらず同期限から5年間保管すること。但し、別途指示する場合は、産総研の指示に従い、的確に破棄又は返還すること。

以上

保有個人情報の取扱いに関する仕様書の付帯事項

受注者は、産総研の保有個人情報を適正に取り扱うため、契約書、仕様書等に定める事項のほか、個人情報の保護に関する法令、ガイドライン、指針等の定めるところにより、以下の事項に従って契約を履行しなければならない。

- ① 受注者は、本契約によって知り得た産総研の業務上の知識、秘密等を第三者にもらし、又は他の目的に利用しないこと。
- ② 受注者は、産総研から預託を受けた個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他関係法令の規定を遵守すること。
- ③ 受注者は、本業務を遂行するために個人情報を収集するときは、産総研の指示に従い、適法かつ公正な手段により取得すること。
- ④ 受注者は、事前に産総研の承諾を得た場合を除き、産総研から預託を受けた個人情報若しくは受注者が本業務を遂行するために収集した個人情報を第三者に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせないこと。
- ⑤ 受注者は、産総研から預託を受けた個人情報若しくは受注者が本契約の業務を遂行するために収集した個人情報について、本契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変しないこと。
- ⑥ 受注者は、個人情報を取扱うにあたり、当該個人情報の安全管理について、内部における責任者及び業務従事者の管理を定めた実施体制を構築し、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。なお、当該実施体制の書面を、見積書とともに産総研に提出すること。
- ⑦ 受注者は、産総研から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに産総研に返還するものとする。ただし、産総研が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- ⑧ 受注者は、産総研から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、産総研に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- ⑨ 産総研は、受注者の故意又は過失により、本業務に係る個人情報の漏えい事案が発生し、産総研が損害を受けたときは、本契約を解除し、受注者に損害賠償を請求することができるものとする。
- ⑩ 産総研は、必要があると認めるときは、所属の職員に、受注者の事務所、事業場等において、産総研が預託した個人情報を若しくは受注者が本

契約の業務を遂行するために収集した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、受注者に対し必要な指示をさせることができる。

- ⑪ 受注者は、産総研の承諾を得て、個人情報の取扱いに係る業務を第三者に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）する場合には、再委託先において上記①～⑨に規定する措置を講じさせるとともに、再委託先に対して上記⑩に規定する措置を実施すること。個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合も、同様とする。
- ⑫ 受注者は、⑪により再委託する第三者が外国にある場合は、当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置（以下、「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者であることを確認する。この場合に、当該第三者へ提供するにあたって、当該第三者における当該相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置として、次の全てを実施し、個人情報の本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供すること。再委託先が再々委託を行う場合も、同様とする。
 - ・相当措置の実施状況、当該措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度の有無及び内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。
 - ・相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置等を実施すること。
 - ・相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは第三者提供を停止すること。
- ⑬ 上記①～②、④～⑧及び⑩～⑫の事項については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。